世界人権宣言

1948年12月10日国際連合第3回総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利と を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないよう にするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵 守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる

事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由と を享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、 その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を 受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定される に当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについ て完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又

は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を 有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難 する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を 否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を 受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、 宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は 私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含 む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉

を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に3与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、 定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等 の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自 由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等 の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに 3 加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び 余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、 配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権 利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、 嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び 基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でな ければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければ ならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されてい なければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的 としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の 相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連 合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に3加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神 的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び 国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び 自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公 の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律に よって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に 反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法(抜粋)

昭和21年11月3日 公布昭和22年 5月3日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民 に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び 将来の国民に与へられる。

- 第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
- 第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- 第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身 分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。
- 第 18 条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合 を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、 国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に3加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障す る。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由 を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する ことを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向 上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひと

しく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育 を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日 公布・施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、 門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その 他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関す る施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすると ともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を 目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普 及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他 の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の青務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理 念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及 び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その 地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実 施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される 社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければ ならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する 施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この 法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に 関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 公布 平成 26 年 4 月 23 日 最終改正 平成 27 年 4 月 1 日 施行

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

- 第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入

ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本 計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものと する。
- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- ③ その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 (以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- ② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- ③ その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県 基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市 町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設 において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす ようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶 者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものと する。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- ① 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若 しくは相談を行う機関を紹介すること。
- ② 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- ③ 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- ④ 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、 援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連 絡調整その他の援助を行うこと。
- ⑤ 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係 機関への連絡その他の援助を行うこと。
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係 機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が 定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応 じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間 の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する 暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、そ の旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければ ならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に 関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈 してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めると きは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年 法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。) 又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県 又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たって は、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう 努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被

害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下こ の章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配 偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの 更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被 害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者 であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号に おいて同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場 合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対 する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場 合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。 同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ が大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危 害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対す る暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその 婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、 同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各 号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項について は、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合 に限る。

- ① 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と 共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の 場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他 その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- ② 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する 裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危 害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じ た日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過 する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはな らないことを命ずるものとする。
- ① 面会を要求すること。
- ② その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る 状態に置くこと。
- ③ 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

- ④ 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信 すること。
- ⑤ 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を 送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑦ その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- ⑧ その性的羞(しゆう)恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除くの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以

下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所 (日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管 轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する 地方裁判所にもすることができる。
- ① 申立人の住所又は居所の所在地
- ② 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- ① 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- ② 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- ③ 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- ④ 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- ⑤ 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる 事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事

実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イから二までに掲げる 事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げ る事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律 第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならな い。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判 をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば 足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論

若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容 を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知す るものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの 職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立 書に当該事実に係る第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載 があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内 容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申 立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあ っては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日 時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を 命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せら れているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならな い。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、 抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命

令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立 てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条 第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の 規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、 同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日か ら起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立 て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認し たときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同1の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条 第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2 号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並 びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号 までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに 第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、

事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に 関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号) の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な 事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係 のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、 障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの 暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものと する。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるも のとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。
- ① 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に 要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- ② 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- ③ 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- ④ 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他 適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要 する費用
- 2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、 その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を 補助することができる。
- ① 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び 第4号に掲げるもの
- ② 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定 する関係にある相手からの 暴力を受けた者をいう。以下 同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある 相手又は同条に規定する関 係にある相手であった者
第10条第1項 から第4項まで、 第11条第2項 第1項第1号か ら第4号まで及 び第18条第1 項	配偶者	第28条の2に規定する関 係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関 係を解消した場合

第6章 罰則

- 第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第 4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1 年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。 ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、 第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27 条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な 措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年6月2日法律第64号〕 (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同1の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の 施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講 ぜられるものとする。

附 則〔平成19年7月11日法律第113号〕 (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の 防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係 る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成26年4月23日法律第28号抄〕 (施行期日)

- 第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に 掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- ① 〔前略〕附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- ② 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15 条から第18条までの規定 平成26年10月1日
- ③ [略]

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄 (施行期日)

- 第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 は、政令で定める。

(検討等)

- 第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄 (施行期日)
- 第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

(政令への委任)

- 第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- 附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄 (施行期日)
- 1 この法律は、刑法等1部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 第509条の規定 公布の日

附 則 (令和5年5月19日法律第30号) 抄 (施行期日)

- 第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲 げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 1 附則第7条の規定 公布の日
- 2 第21条の改正規定 民事訴訟法等の1部を改正する法律(令和4年法律 第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。) 附則第1条 第4号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

- 第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
- 附 則 (令和5年6月14日法律第53号) 抄 この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定め る日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か ら施行する。
- 1 第32章の規定及び第388条の規定 公布の日
- 2 第1条中民事執行法第22条第5号の改正規定、同法第25条の改正規定、同法第26条の改正規定、同法第29条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第91条第1項第3号の改正規定、同法第141条第1項第3号の改正規定、同法第183条の改正規定、同法第189条の改正規定及び同法第193条第1項の改正規定、第12条、第33条、第34条、第36条及び第37条の規定、第42条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第39条第2項の改正規定、第45条の規定(民法第98条第2項及び第151条第4項の改正規定を除く。)、第47条中鉄道抵当法第41条の改正規定及び同法第43条第3項の改正規定、第48条及び第4章の規定、第88条中民事訴訟費用等に関する法律第2条の改正規定、第91条の規定、第185条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第12条第3項の改正規定、第198条の規定並びに第387条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

栃木県人権尊重の社会づくり条例

平成 15 年栃木県条例第 2 号

人権は、人間の尊厳に由来する固有の権利である。

人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害が行われることなく、すべての人々が人権を享有し、自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現は、県民すべての願いである。

また、ふるさと栃木県が、国際化、情報化、高齢化をはじめとする社会情勢の変化に的確に対応しつつ、真に調和のとれた平和で豊かな地域社会として、今後とも活力ある発展を続けていくためにも、私たち1人1人が、自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、人権の共存を図っていくことが不可欠である。

ここに、私たちは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に従い、すべて の県民の人権が尊重され、人権の共存が図られる人権尊重の社会づくりにたゆ まぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、県及び県民の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

- 第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策 を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、人権尊重の社会づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図るように努めなければならない。

(県民の責務)

- 第3条 県民は、相互に人権を尊重しなければならない。
- 2 県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権尊重の理 念に対する理解を深め、人権意識の高揚に自ら努めるとともに、県が実施す る人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するように努めなければならな い。

(県と市町村との協力)

第4条 県及び市町村は、それぞれが実施する人権尊重の社会づくりに関する施 策に関し、相互に協力するものとする。

(施策の基本方針)

- 第5条 知事は、人権尊重の社会づくりの総合的な推進を図るため、人権尊重の 社会づくりに関する施策の基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなけ ればならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 人権尊重の社会づくりに関する基本的方向
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項
- (3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項
- 3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県人権施策推 進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(栃木県人権施策推進審議会)

- 第6条 前条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により その権限に属させられた事務を処理し、及び知事の諮問に応じ、人権尊重の 社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、栃木県人権施策推進審議 会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、人権尊重の社会づくりに関し必要と 認められる事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員 25 人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者、県議会の議員、市町村の長及び関係行政機関 の職員のうちから、知事が任命する。

- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 省略

附則

- 1 この条例は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に栃木県水防協議会、栃木県立図書館協議会、栃木県 固定資産評価審議会、栃木県地方薬事審議会、栃木県職業能力開発審議会、 栃木県開発審査会、栃木県立美術館評議員会、栃木県文化財保護審議会、栃 木県立博物館協議会、栃木県障害者施策推進審議会、栃木県環境審議会、栃 木県事業認定審議会、栃木県男女共同3画審議会、栃木県人権施策推進審議 会、栃木県景観審議会、栃木県市少年健全育成審議会、栃木県文化振興審議 会若しくは栃木県スポーツ推進審議会の委員、栃木県社会教育委員又は栃木 県いじめ問題対策委員会、栃木県薬物指定審査会若しくは栃木県障害者差別 解消推進委員会の委員に任命され、又は委嘱されている者の任期については、 なお従前の例による。

鹿沼市人権尊重の社会づくり条例

平成19年3月19日 条例第5号

私たちは、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言及び基本的人権の尊重と法の下の平等を定めた日本国憲法の基本理念に基づき、これまで人権が尊重される明るい社会の実現を目指し、様々な人権教育及び人権啓発に取り組んできた。

しかしながら、現実の社会には、依然として様々な人権問題が存在している。 ここに、私たちは、豊かな水と緑に恵まれ、自然と人々が共生し、歴史と伝 統のあるこの鹿沼の地で、差別や偏見をなくし、人権が尊重される明るく住み よい社会づくりにたゆまぬ努力を傾けていくことを決意し、この条例を制定す る。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりのための施策の基本となる事項を定めることにより、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってすべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

- 第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、国、県その他関係団体等と密接な連携を図りながら、人権尊重の社 会づくりに関する施策を積極的に推進するものとする。

(市民及び事業者の責務)

- 第3条 市民及び事業者は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる 分野において、自ら人権意識に対する理解を深め、人権意識の高揚に努める とともに、相互に人権を尊重しなければならない。
- 2 市民及び事業者は、市が実施する人権尊重の社会づくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

- 第4条 市長は、人権尊重の社会づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、 人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針(以下「基本方針」という。) を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 人権尊重の社会づくりに関する基本理念
 - (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項
 - (3) 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要事項
- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ鹿沼市人権施策推 進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策の基本方針

鹿沼市人権尊重の社会づくりに関する施策(以下、「人権施策」という。)の基本方針は、市が各種の政策を決定し、実行していく上で準拠すべき、基本的な考えを示すものです。

1 人権尊重の社会づくりに関する基本理念

1人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸福を追求することができる社会を 実現していくためには、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理 解するとともに、1人ひとりの違いを豊かさとして認め合い、人権を相互に 尊重し合うことが大切です。

そこで、本市の人権尊重の社会づくりに関する基本理念は、『鹿沼市人権尊重の社会づくり条例』の前文を踏まえ、すべての市民の人権が尊重される明るい社会の実現を目指すことです。

この基本理念に基づき、市の施策の基本的な方向は、人権意識の高揚を図ることにあり、人権教育及び人権啓発さらには、人権相談・支援に関する取り組みについて積極的かつ効果的な推進を図ります。

2 人権意識の高揚を図るための施策に関する基本的事項

市民1人ひとりの人権意識の高揚を図るためには、人権についての正しい 理解と人権尊重の理念を深め、これを自らのものとできるよう、人権教育・ 人権啓発を積極的に推進します。

(1) 多様な機会の提供

人権教育及び人権啓発は、広く市民を対象に実施することが必要であり、 家庭、地域、学校、職場その他様々な場と機会を通じて、その手法にも配 慮しながら、効果的かつ継続的に実施します。

(2) 実施主体間の連携

国、県、市、学校、社会教育施設など、様々な実施主体が関わる人権教育及び人権啓発を、1層効果的かつ総合的に推進していくために、実施主体間を繋ぐ横断的なネットワークを充実するなど、連携・協力関係の強化を図ります。

(3) 自主性の尊重

人権教育及び人権啓発は、市民1人ひとりの心の在り方に関わる問題で もあることから、市民の自主性を尊重し、より効果が上がるものになるよ う十分に配慮します。

(4) 人権に関わりの深い特定の職業に従事する方々に対する人権教育及び人権 啓発

行政職員・教職員・社会教育関係者・消防職員・医療・福祉関係者など、 人権に関係の深い職業に従事する方々に対しては、より1層の人権教育及 び人権啓発に努めます。

3 人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等に関わる 人権問題は、個人の尊重と法の下の平等という普遍的な視点からも重要で、 これらの人権施策はそれぞれの個別計画等を踏まえて実施します。

(1) 人権教育及び人権啓発

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等のほか様々な人々に対する偏見、差別等の人権侵害については、これらが生み出された背景や問題の現状などを正しく理解し、誤った考えを改めるための人権教育・人権啓発を推進します。

(2) 相談・支援体制の充実

人権侵害を受けている人及び人権侵害を受けるおそれのある人に対する 救済については、法務省の人権擁護機関や裁判制度によるほか、市におい ては個別課題ごとに相談窓口や保護機関を設けて引き続き対応し、関係機 関との連携を強化するなどして相談・支援体制の充実を図ります。

4 推進体制

人権が尊重される平和で豊かな鹿沼市の実現には、国及び県、市並びに市 民がそれぞれの立場から、人権尊重に向けた取り組みを主体的に実施して行 くことが重要で、この観点から推進体制の充実を図る必要があります。

(1) 市庁内体制

庁内に組織された「鹿沼市人権推進本部会議」並びに「鹿沼市人権推進会議」を中心に、総合的かつ効果的に人権施策の推進を図ります。

(2) 国・県等との連携

市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、国・県及び関係団体との連携強化に努め、市民や企業との連携・協働を図りながら幅広い取組を行います。

鹿沼市人権施策推進審議会条例

平成17年9月30日 条例第32号

(設置)

第1条 本市における人権尊重の社会づくりのための施策の推進について審議 するため、鹿沼市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公募による市民
- (3) 市内の関係団体から推薦を受けた者
- (4) 市議会の議員

(任期)

- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第3号から第5号までに規定する委員が当該各号の職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会 長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(鹿沼市同和対策審議会条例の廃止)

- 2 鹿沼市同和対策審議会条例(平成7年鹿沼市条例第3号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成19年3月19日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年3月4日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月22日条例第4号)

この条例中第1条の規定は令和3年10月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

鹿沼市人権推進本部要綱

(設置)

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号) 及び人権教育のための国内行動計画の趣旨に基づき、本市における人権教育及 び人権啓発の総合的かつ効果的な推進と人権問題の解決を図るため、鹿沼市人 権推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

本市における人権尊重の社会づくりのための施策の推進について審議するため、 鹿沼市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権教育及び人権啓発推進に関すること。
- (2) 人権問題解決のための方針及び施策に関すること。
- (3) その他前条に規定する目的の達成に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。
- 2 本部長は副市長を、副本部長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

- 第4条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。
- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じ推進本部の会議に委員以外の職員の出席を求めることができる。

(鹿沼市人権推進会議)

第5条 推進本部の会議に提出する原案の作成及び推進本部の決定した施策の 推進に関し必要な事項を処理させるため、推進本部に鹿沼市人権推進会議(以 下「人権推進会議」という。)を置く。

- 2 人権推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は市民部長を、副委員長は人権・男女共同参画課長をもって充てる。
- 4 人権推進会議の委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 5 人権推進会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(専門部会)

- 第6条 人権推進会議は、人権推進会議の会議に付議すべき事項の調査検討及 び連絡調整を行うため、必要に応じ専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員長が指名した者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 部会長は、調査等の結果を委員長に報告しなければならない。

(職員の出席等)

第7条 委員長は、必要に応じ人権推進会議及び専門部会の会議に委員以外の 職員を出席させ、資料の提出又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部、人権推進会議及び専門部会の庶務は、市民部において処理 する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、 本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 14 年 10 月 22 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適 用する。

(鹿沼市同和対策推進本部設置要綱の廃止)

2 鹿沼市同和対策推進本部設置要綱(平成元年4月1日市長決定)は、廃止 する。

(鹿沼市同和対策推進会議設置要綱の廃止)

3 鹿沼市同和対策推進会議設置要綱(昭和59年6月1日市長決定)は、廃止する。

以下の附則は省略

別表第1 (第3条関係)

部門		職	
(1)	市長の事務部局	鹿沼市事務執行規則(平成5年鹿沼市規則第1号)第	
		10条第1号に規定する部長	
(2)	議会の事務部局	議会事務局長	
(3)	教育委員会の事務部局	教育長及び教育次長	
(4)	上下水道部	上下水道部長	
(5)	消防本部	消防長	

別表第2(第5条関係)

	部門	職	備考
		鹿沼市事務執行規則(平成5年鹿沼市	当該職に事務
		規則第1号)(第 10 条第1号に規定す	取扱い者が任
(1)	市長の事務部局	る担当3事及び危機管理監並びに第10	命されている
		条第2号に規定する職位の階層に属す	場合は、事務
		る者及び隣保館長)	取扱い者とす
(2)	会計課	会計課長	る。
(3)	議会の事務部局	議事課長	
(4)	監査委員の事務部局	監査委員事務局長	
(5)	選挙管理委員会の事務部局	選挙管理委員会事務局長	
		鹿沼市教育委員会事務局及び機関の組	
(6)	教育委員会の事務部局	織等に関する規則第10条に規定する局	
		付3事及び第12条に規定する課長等	
(7)	農業委員会の事務部局	農業委員会事務局長	
(8)	上下水道部	企業経営課長、水道課長、下水道課長	
		消防総務課長、予防課長、地域消防課	
(9)	消防本部及び消防署	長、通信指令課長、警防救急課長、消	
		防署長	

鹿沼市人権啓発推進総合計画

人権相談窓口



●鹿沼市役所でも相談を受け付けています。

日常生活の中で「これは人権問題では?」と思うことはありませんか。 人権擁護委員が相談に応じます。

人権何でも相談

開 設 日 毎月第2木曜日

開設時間 午前10時~午後3時

場 所 鹿沼市役所2階⑨番窓口

問い合わせ 鹿沼市市民部人権・男女共同参画課

20289 (63) 8351

用語解説(50音順)

い

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な 最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に3加することを可能にするとい う目的の下、障害のある者とない者が共に学ぶことを追求すると共に、その時 点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。

え

HIV感染者

HIV(ヒト免疫不全ウイルス Human Immuno-deficiency Virus) 感染者は、HIVの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズ(後天性免疫不全症候群AIDS: Acquired Immuno-deficiency Syndrome) を発症していない状態のこと。

エイズは、HIVに感染することで生体の免疫機能が破壊され、感染症等の様々な病気を発症する状態です。HIV感染による免疫力の低下はゆっくりと進行し、エイズの発症までには10年以上かかると言われている。近年、様々な治療薬が開発され、早期発見及び適切な服薬により、エイズ発症を予防することが可能となっている。

SDGs (エスディージーズ)

Sustainable Development Goals の略。2030 年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標。17 の目標から構成され、地球上の誰 1 人取り残さないことを誓っている

えせ同和行為

「同和問題は怖い問題であり、避けた方が良い」という誤った意識に乗じ、同和問題の解決を口実に企業や団体、行政機関等に不当な利益や義務のないことを要求する行為のこと。えせ同和行為の横行は、企業や団体、行政機関等における被害のみならず、同和問題の解決を目指して真摯に取り組んできた人々などに対するイメージを著しく損ね、これまで積み重ねてきた教育と啓発の効果を1挙に覆し、心理的な差別解消を阻害する大きな原因となっている。

_

こども総合サポートセンター

発達に支援が必要な子どもをはじめ、育児放棄や経済不安、引きこもり、虐

待、不登校など、こどもに関する「家庭・ひとり親・青少年・教育」の相談業務を集約することで、「乳幼児期から就学期、就労期まで」一貫した支援をワンストップで提供し、切れ目なく、トータルでサポートするために、平成29年4月1日 鹿沼市民情報センターの4階に設置された機関である。

(令和5年4月より「こども・家庭サポートセンター」に名称変更)

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約」の通称。平成元年(1989 年) 11 月の第 44 回国連総会で採択され、平成 2 年(1990 年) 9 月 2 日に発効された条約。前文及び54 条からなり、18 歳未満のすべての者を対象とし、生きる権利(第 6 条)、名前と国籍を持つ権利(第 7 条)、親と同居しその保護を受ける権利(第 9 条)、自己の見解をまとめうる子どもの意見表明の権利(第 12 条)などで構成されており、日本は平成 6 年(1994 年) 4 月に批准している。

高齢化に関する国際行動計画

高齢化に関する最初の国際協定で、高齢化に関する考え方と、政策およびプログラムの策定の指針となるもので、1982 年ウィーンで開かれた「高齢化に関する世界会議」で採択され、同年中に国連総会によって支持された計画である。この計画のねらいは、高齢化に効果的な対処を行い、高齢者の開発面での潜在能力と扶養ニーズに取り組む政府と市民社会の能力を強化することで、計画には「研究」「データ収集・分析」「訓練・教育」および「62 の行動勧告」が含まれる。

L

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といい、全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目的として平成28年4月1日に施行

新型コロナウイルス

「新型コロナウイルス (SARS-CoV2)」はコロナウイルスのひとつ。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群 (SARS)」や 2012 年以降発生している「中東呼吸器症候群 (MERS)」ウイルスが含まれまる。(厚生労働省ホームページより抜粋)

人権教育のための国連 10 年

平成6年(1994年)の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが

重要であるという国際的な共通意識の下に、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められていた。これを受けて、国においては、平成9年(1995年)7月には、国内行動計画が策定された。

人権という普遍的文化の構築

人権についてお互いに理解し、尊重し合うことを、暮らしの中で1つの文化(人権文化)として創造していくこと。

十

性的指向

人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のこと。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、性愛の対象が同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、性愛の対象が男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指す。

性的マイノリティ

同性愛者や両性愛者、性の自己認識(性自認)と生物学的な性が1致しない人などを指し、性的少数者、セクシャルマイノリティともいう。

性同一性障害

生物的な性別(からだの性)と、心理的性別(心の性)との間に食い違いが生じ、それによって社会生活に支障をきたす場合のことを言う。

性同一性障害の性別の取り扱いの特例に関する法律が、平成 16 年 (2004 年) 7 月に施行され、性同一性障害の人は、「年齢が 20 歳以上であること」、「結婚していないこと」、「子どもがいないこと」、「生殖腺がないか、生殖機能が不能な状態であること」、「外性器が、移行する性別に近似した外観を持つこと」というすべての要件を満たし、家庭裁判所の市審判を通れば、戸籍上の性を変えられるようになった。

世界人権宣言

昭和23年(1948年)12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めている。法的な拘束力は持たないが、この宣言により人権を守る動きは大きく前進し、その後の各国の憲法や人権条約に強い影響力を与えている。

なお、採択された 12 月 10 日は、「世界人権デー」とされ、我が国では、「世

界人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から12月10日まで)を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

セクシュアルハラスメント(セクハラ)

性的いやがらせのこと。雇用の場においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。

そ

総合教育研究所

教育を総合的に推進するため、時代の要請に応じた様々な教育課題について調査研究を行うとともに、市民や教育関係職員のための研修や教育相談(発達障害、不登校、引きこもり等の学校生活全般及び、子育てに関する悩みなど)、教育情報の提供等に積極的に取り組み、教育の発展と充実を図る機関。

た

男女共同3画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に3画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のこと。

ち

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを、一体的に提供するケア体制の事である。「地域包括ケアシステム」という用語は、平成17年(2005年)の介護保険法改正で初めて使われ、平成23年(2011年)の同法改正では、条文に「自治体が地域包括ケアシステム推進の義務を担う」と明記され、システムの構築が義務化された。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、平成17年(2005年)の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を置き、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町

村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。 本市では平成30年(2018年)4月時点で、7か所の地域包括支援センターを設置している。

ثبل

ドメスティック・バイオレンス (DV: Domestic Violence)

配偶者やパートナーなど、親しい間柄にある者又はあった者からの暴力を指し、被害者の人権を著しく侵害する行為のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力(セックスの強要など)等、心身に有害な影響を及ぼす言動も含んだ意味で使われており、被害者の多くは女性である。DV防止法(法律名:配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)については、平成 13 年(2001 年)4 月に成立した。

の

ノーマライゼーション

デンマークの社会省担当官であったニルス・エリク・バンクーミケルセンが提唱した、「社会で日々を過ごす一人の人間として、障害者の生活状態が障害のない人の生活状態と同じであることは、障害者の権利である。障害者は、可能な限り同じ条件のもとに置かれるべきであり、そのような状況を実現するための生活条件の改善が必要である。」という考え方。

厚生労働省では、「障害者の自立と社会3加を目指して」と題する説明の中で、 「障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに 暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害 者の自立と社会3加の促進を図っている」としている。

障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけること、更に障害のある人もない人も共に生きる社会が本来の社会であり、そのような社会づくりをめざしていこう、という考え方のこと。

は

ハンセン病

ハンセン病は、ノルウェーの医師ハンセンが明治 6 年(1873 年) に発見した「らい菌」によって起こる慢性の感染症。感染し発症すると、皮膚の表面にこぶや斑紋などが生じ知覚が鈍るなどの症状を呈する、皮膚と末梢神経の病気。

ただし、らい菌はとても感染力が弱いため、乳幼児などの免疫力が弱い人が 濃厚に接触する以外にほとんど感染することはなく、また、発病することはま れで、遺伝することはない。抗生物質を内服することで確実に治療することが でき、早期発見し治療をすれば後遺症も全く残らない。複数の抗生物質を併用 する多剤併用療法を行えば、数日間で「らい菌」は感染力を失う。

パワーハラスメント

①優越的な関係に基づいて(優位性を背景に)行われること ②業務の適正な範囲を超えて行われること ③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害することで、①~③の要素をすべて満たすもの(厚生労働省資料より抜粋)

ふ

部落差別解消推進法

正式名称は「部落差別の解消の推進に関する法律」といい、現在もなおインターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別などが存在している部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であることから、部落差別のない社会を実現することを目的として平成28年12月16日に施行

^

ヘイトスピーチ解消法

正式名称は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」といい、特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動の解消に向けた取組を推進することを目的として平成28年6月3日に施行

ま

マタニティハラスメント

妊娠、出産、子育てなど理由として嫌がらせや不利益な扱いを受けること

も

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

IJ

隣保館

社会福祉施設の一つ。「隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発

の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする」と「隣保館設置運営要綱」に規定されており、現在は、同和事業の一環として設置されているのが主である。社会福祉法の第2種社会福祉事業の一つに隣保事業が位置付けられており、「無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活改善及び向上を図るための各種事業」と規定されている。

わ

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を目指すこと。(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章より抜粋)